

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式 - 2 (急)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



急傾斜地斜面内の区域



土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域  
土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m<sup>2</sup>を超える区域



土石等の堆積の高さが3mを超える区域



それ以外の区域



縮尺  
1:2,500

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

-215.104(2943)

告示番号

新潟県告示第140号

箇所名

鴉ヶ島(3)

告示年月日

平成27年2月10日

所在地

長岡市鴉ヶ島

土砂災害警戒区域・  
土砂災害特別警戒区域  
区域図